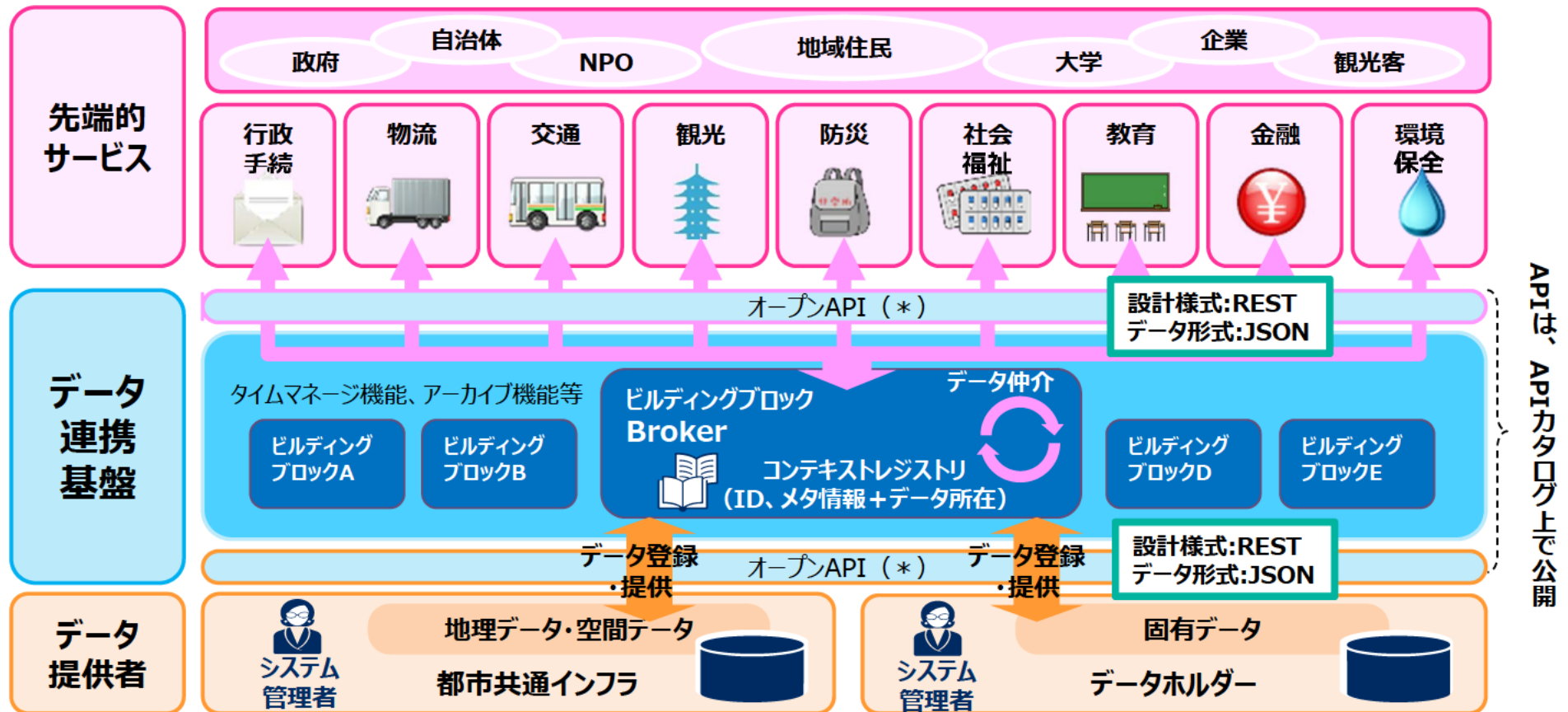


データ連携基盤について

法令・基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ システム間の相互の連携及び互換性の確保 ○ データの安全管理に係る基準への適合 ○ 住民等の個人情報の適切な取り扱い（個人情報保護法令等の遵守等）
----------	---

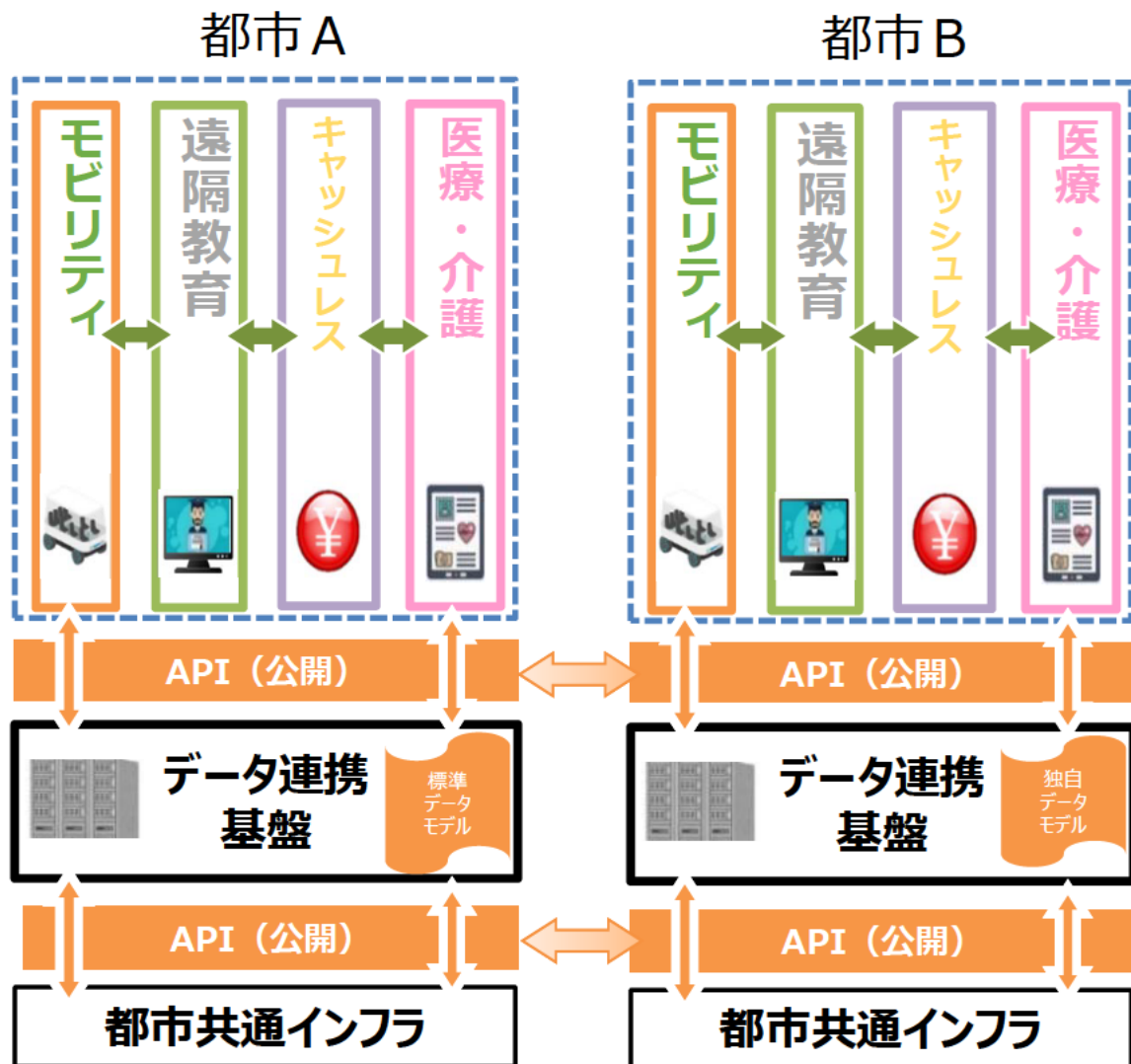
相互運用性検討会 最終報告書	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブローカー機能等を用いて、様々な主体が提供するデータを集約・変換・配信する。 ○ 原則としてデータ分散方式とする。 ○ APIはオープンAPI (*) とする。また、APIの情報をまとめたAPIカタログを実装する。
-------------------	---

(*) API :Application Programming Interface



システム間の相互の連携及び互換性の確保について

【特区法施行令（第1条）及び特区法施行規則（第1条の2）関係】



都市ごとに、バラバラでつながらないデータ連携基盤とならないよう、それぞれのAPI(異なるソフト同士でデータや指令をやりとりするときの接続仕様)を公開

- 良いサービスの都市間横展開が容易に。
- 万一の時でも、サービスを変えずにデータ連携基盤だけ取り替え可能。

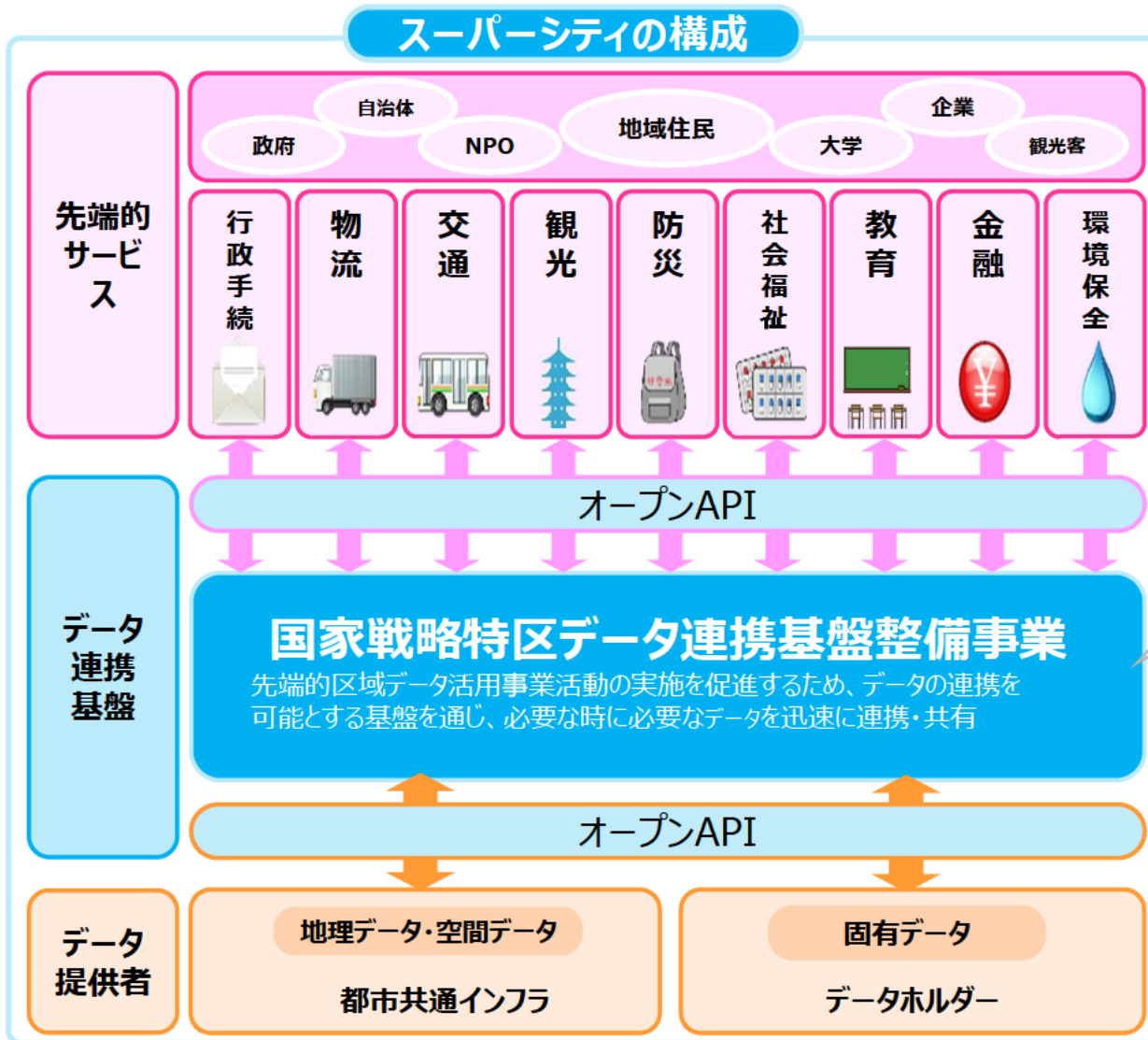


データ連携基盤整備事業者が遵守すべき基準

- APIの仕様、取り扱っているデータの種別や内容及び形式、その活用に伴う規約などを公開する。
- その公開方法は、インターネットによる。
- データの提供に関し、不当に差別的な取扱い等を伴う条件を付してはならない。 など

データの安全管理に係る基準への適合について

【内閣府・総務省・経済産業省関係特区法施行規則】



サービス間のデータの連携・共有の要となる、データ連携基盤整備事業者に対しては、サイバーセキュリティ対策等の安全管理基準を規定し、その遵守、適合を内閣府が確認する。

データの安全管理基準

- 責任体制等の確立
- 運用規程等の策定
- 要員（情報処理安全確保支援士等）の確保
- P D C Aサイクルの確立
- 事業継続計画（BCP）の策定 など

スーパーシティ/スマートシティの相互運用性に関する検討会 最終報告書要旨



はじめに

このガイドラインは、データ連携基盤を通じたサービスの相互運用性の確保に当たって、必要な技術的事項を検討しています。

<相互運用性に関する基本方針（プリンシプル）>

1. 住民が抱える課題を解決し、便益がもたらされているかどうかを重視する
2. データ連携では、相乗効果の追求を徹底する
3. データの管理に透明性を持つ

スマートシティにおける連携レイヤー

スマートシティにおけるデータの相互運用のためには、データの生成と流通に対し、レイヤー（層）構造を想定し、レイヤー内での適切な連携活動やデータ流通が行われるようにします。

このうちデータ連携層は、APIを通じたデータの送受信に関する規定を定めます。スーパーシティにおいては、データ連携基盤が、まさにこの役割を担うこととなります。

<データ連携基盤について>

スーパーシティでは、ビルディングブロック方式を用いて構成され、公開されたAPIを通じてデータの集積や配信を行う機能をデータ連携基盤と呼称します。データ連携基盤は、様々な主体から提供されるデータを集約し、適切な形式に変換し、APIを通じて配信します。

<データ分散方式について>

ブローカー機能あるいはそれと同等のデータ集積機能を利用する場合、データの仲介には大きく分類して2つの方式があります。

- データ蓄積方式: ブローカー内にデータを蓄積し、一元的に管理
- データ分散方式: ブローカー内にデータを蓄積せず、データが必要となる際に都度データ提供者へのアクセスを行う

スーパーシティにおいてはリアルタイム性を重視し、かつプライバシーインパクトが懸念されるデータや個人情報等をブローカー機能において集積してしまう可能性を加味し、ブローカー機能あるいはそれと同等の機能においては、原則として、データ分散方式を利用します。

APIについて

<APIの定義と意義>

APIとはあるサービスの機能や管理するデータ等を他のサービスやアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様等を指し、その中でも、厳格な要件や契約などを必要とせず、外部から誰でもアクセス可能なAPIのことをオープンAPIと呼称します。

データ連携基盤で活用するAPIは、そのAPIの接続先によって異なる接続ポリシーを求めることを許容しますが、可能な限り狭義のオープンAPIとして設置してください。

Public	誰でもアクセス可能なAPI	狭義のオープンAPI
Acquaintance	一定の規約や契約が必要なものの、誰でもアクセス可能なAPI	
Member	参加資格要件などが定められたコンソーシアム等のメンバーのみがアクセス可能なAPI	広義のオープンAPI
Partner	相手方との相互契約や合意に基づいてアクセス可能となるAPI	
Private	サービス主体の内部のみがアクセス可能なAPI	クローズドAPI

<APIカタログの実装について>

スーパーシティでは各取組で実装されるAPIに関して、情報の見つけやすさを向上させ、公開されている様々なAPIへの接続をより容易とするために、APIに関するメタデータやデベロッパーサイトの情報をまとめたカタログサイトの実装を行います。

<公開する最低限のメタデータ>

- APIエンドポイント、あるいは静的データの配布URL
- APIあるいはデータの利用条件（例：利用規約、契約の要否、利用制限、データ形式、データモデル解説）

<データモデルおよびAPIに関する情報の公開方法>

APIおよびデータの公開主体は、利用する技術者にわかりやすい場所において、スーパーシティごとにデベロッパーサイト（開発者サイト）を作成し、そこでAPIに関する情報を、技術者にわかりやすい場所と形式で公開しなくてはなりません。

スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会

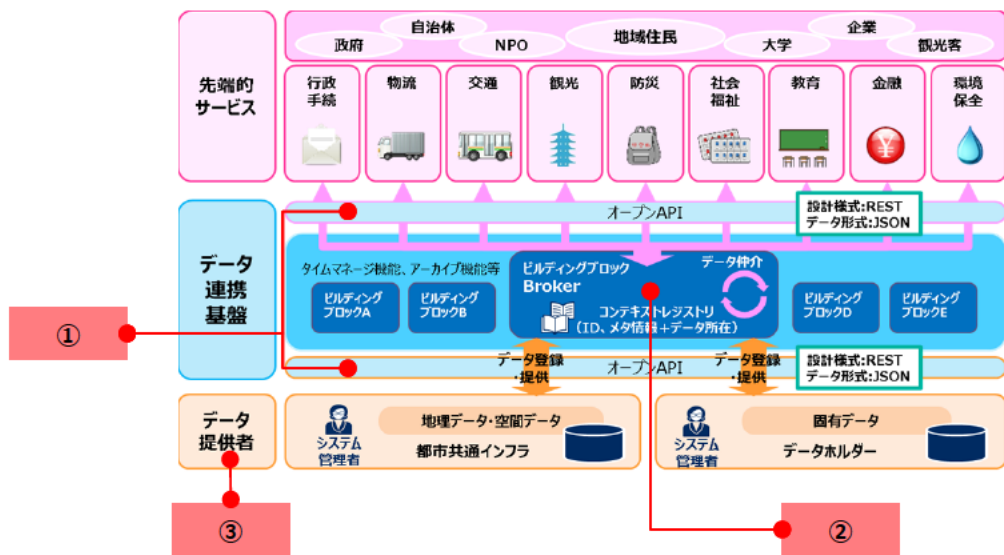
スーパーシティの制度的枠組みを定めた改正国家戦略特別区域法が令和2年9月に施行されたこと等を踏まえ、スーパーシティにおけるデータ連携基盤の構築を図るとともに全国のスマートシティへの横展開を図るため、関係府省庁等の協力のもと、スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携に関する検討会を開催する。

主な検討テーマ（案）

データ分散方式のデータ連携基盤について

- ①APIの役割とレギュレーション（ルール・仕様等）、公開方法
- ②ブローカー（データ仲介機能）の処理能力等
- ③データ構造の標準化

(イメージ)



委員・特別委員一覧

座長

越塚 登 東京大学大学院情報学環長・教授

委員

- 奥井 規晶 一般社団法人官民データ活用共通プラットフォーム協議会代表理事
 坂下 哲也 一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事
 櫻井美穂子 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主任研究員・准教授
 須賀 千鶴 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター長
 関 治之 一般社団法人コード・フォー・ジャパン代表理事
 瀬戸 寿一 東京大学空間情報科学研究センター特任講師
 田丸健二郎 内閣官房政府CIO補佐官
 平本 健二 内閣官房政府CIO上席補佐官
 福本 昌弘 高知工科大学情報学群教授
 森 亮二 弁護士法人英知法律事務所弁護士

特別委員

- 田邊 光男 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室参事官
 矢田 晴之 個人情報保護委員会事務局企画官
 金澤 直樹 総務省情報流通行政局地域通信振興課長
 松田 洋平 経済産業省商務情報政策局情報経済課長
 村上 敬亮 経済産業省中小企業庁経営支援部長
 河田 敦弥 国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課長
 門間 俊幸 国土交通省道路局企画課評価室長
 赤星健太郎 独立行政法人都市再生機構都市再生部事業企画室特定事業支援課長

(検討会事務局) 内閣府 地方創生推進事務局、科学技術・イノベーション担当部局

これまでの経緯と今後のスケジュール

スーパーシティの動き	検討会
2019年	
	スーパーシティ/スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会 9月17日 第1回 ※以降、第2回(10/18)、第3回(12/4)、第4回(2/20)会議を開催。
2020年	
5月27日 改正法案可決・成立 9月1日 改正国家戦略特区法 施行	9月23日 検討会報告書 公表
10月30日 国家戦略特区基本方針 改正(閣議決定) 12月目途 スーパーシティ公募	スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 10月12日 第1回 (本検討会における今後の検討課題について討議) 11月以降 第2回 (標準化すべきデータモデルの範囲について討議等) 第3回
2021年	
2・3月頃 公募締め切り 各応募自治体の評価 春頃 スーパーシティの区域指定(政令閣議決定)	第4回 第5回 …… 春頃 スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 報告書 とりまとめ